

広島高速道路公社契約細則の改正について

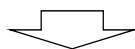
1 改正内容

(1) 第2条第1項に一般競争入札又は指名競争入札に参加させることができない者を規定

- ア 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）である者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 指定暴力団員、指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているものを除く。）並びに法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

(2) 第2条第2項第6号の修正

(修正前) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。



(修正後) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

2 施行日

平成30年6月13日から施行する。